

民間団体への援助に関する検討会

「中間とりまとめに向けたたたき台」を踏まえての意見

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

第8回検討会での議論と富田構成員からの「中間とりまとめに向けたたたき台」を踏まえて民間団体への経済的支援についての意見を以下にまとめた。

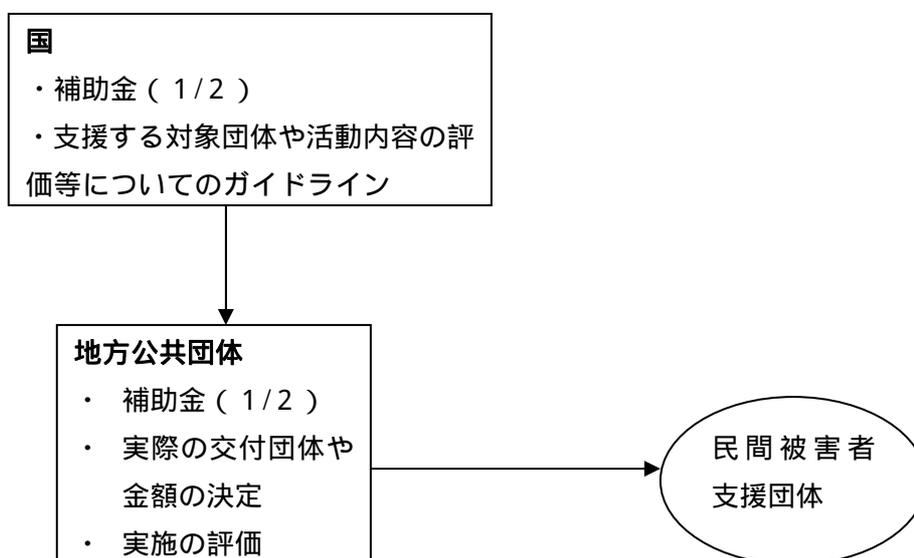
1. 支援の財源

支援の財源については、現在一般財源と、罰金等特定財源による支援基金（仮）が検討されている。財源については当検討会で決定できる事項ではないが、両財源の場合のモデルをそれぞれ立てて、その場合のメリット、デメリットを示し当検討会での望ましいモデルを提言するのがよいのではないかとと思われる。

2. 支援の経路および国・地方公共団体の役割分担

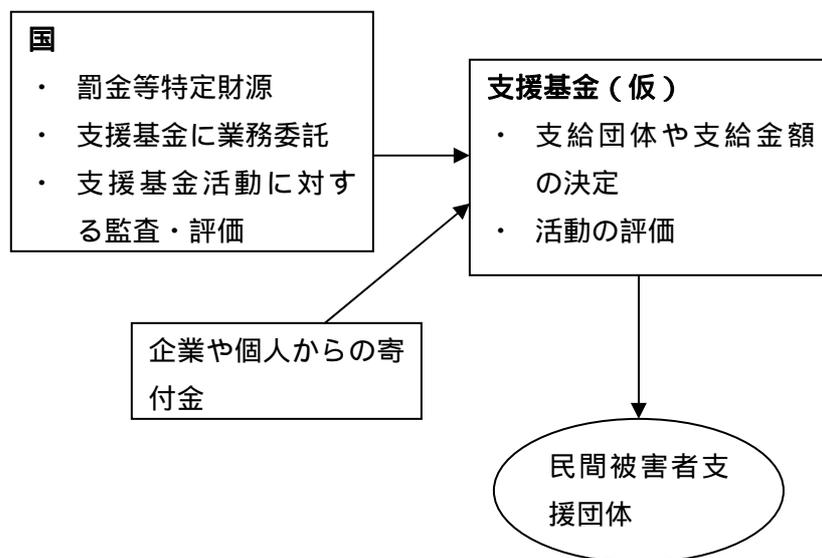
財源によって支援の経路や国・地方自治体の役割がかわってくると思われる。

(1) 一般財源の場合



この場合では、実際に支給するのは地方公共団体になるため、地域の状況にあった支給を行うことができるが、一方地方公共団体が補助金を負担できる額により実際の支給の範囲が決まってしまうため、格差が生じる可能性がある。

(2) 支援基金による財源



この場合、各民間被害者支援団体が直接支援基金に対して申請するため地域格差は生じない。しかし、支援基金の業務が非常に多くなることと、財源の安定性の問題や、早期援助団体は各都道府県の公安によって指定されることから、地方公共団体が関与するほうが望ましいのではないかという問題がある。

3. 被援助団体の範囲との関連

現在までの討議で、被援助団体は都道府県の公安委員会による承認を受けている早期援助団体とそれ以外の団体で分けて考えるのがよいと思われる。また、早期援助団体が現在少ないために、それをどのように推進していくかという問題がある。その場合、全国被害者支援ネットワークがどのように機能していくかということが重要であろう。

(1) 全国被害者支援ネットワーク加盟団体（早期援助団体およびそれを目指す団体について）

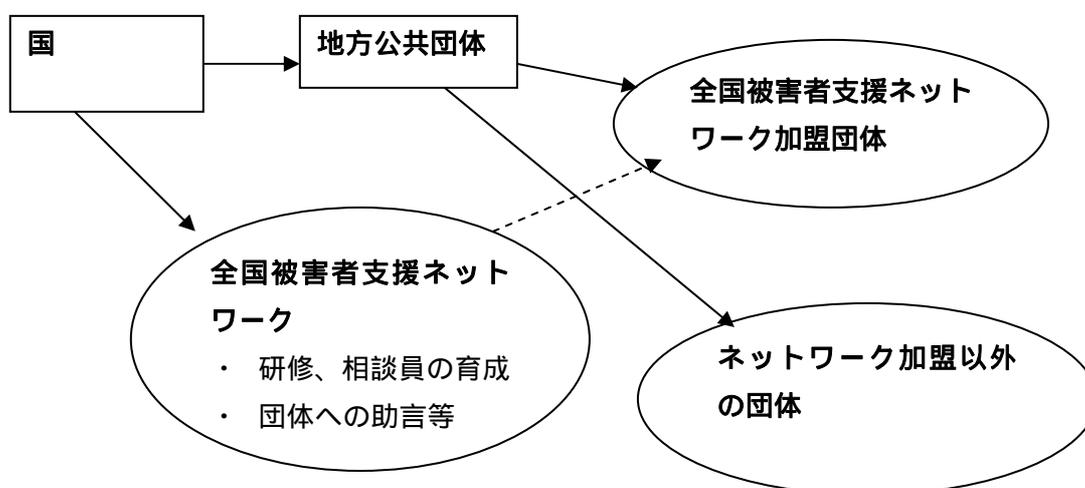
早期援助団体は都道府県の公安委員会が承認しており、警察との連携が深い。また、その活動が適正に行われているかはどの地方自治体が評価しているものである。その点を考えると、早期援助団体およびそれを目指す団体に対しては、地方自治体が関与して経済的支援を行うことが望ましいと考えられる。その場合、全国被害者支援ネットワークは民間被害者支援団体が早期支援団体になるための研修や実的な助言等の支援を行うことになるため、全国被害者支援ネットワークに対して犯罪被害者支援レベルの向上のための支援を国が行うことが必要であろう。

全国被害者支援ネットワークが各加盟団体に対して支援資金を配布するのは、早期援助団体の成り立ちからいってあまり適切であるとはいえない。

(2) 全国被害者支援ネットワーク加盟以外の団体

それ以外の団体については、地方公共団体あるいは支援基金どちらの場合でも、一定の基準を満たした団体が個別に申請することになるであろう。その際、その団体が当事者団体であるのかどうかということは、団体の要件（例えば、法人格を有しているあるいは、規約を有しているなど）を設けているので、問題にならないであろう。しかし、その要件に満たない当事者団体（いわゆる自助グループ）については、地域の民間被害者団体がそれを推進するということで間接的に支援を行うことができる。

<モデル>



4. 援助の対象となる事務

援助は具体的な活動に対して、期限を決めた形で行われることが望ましい。具体的には以下のような活動があげられるであろう。

- ・ 直接的援助活動（支援員の労務費、交通費、通信費、事務費等）
- ・ 電話相談・カウンセリング等相談業務（相談員の労務費・謝金、通信費、事務費等）
- ・ 講演会、配布物の作成等広報・啓発活動
- ・ 教育・研修
- ・ 自助グループ支援
- ・ 資料

このような活動に対する支援の場合、その活動に必要な人件費は労務費あるいは専門家等に対する謝金などの形でまかなうことができる。しかし、事務所の借り上げ代や備品などについてはまかなうことができない。事務所等については地方自治体が財政的援助以外の形で支援することで対応できるかもしれない。

活動に対する支援は、年月を決めた形で申請し、年度毎に活動および経理報告をおこなうこととなり、支給した団体が適正に運用されたかどうかを確認する必要がある。

特に早期援助団体については被害直後からの支援を推進する費用に重点がおかれる必要があるであろう。

また、全国被害者支援ネットワークのように、自らは支援しないが、各支援団体を援助する立場にある団体に対しては、研修会や教育、広報・啓発といった活動を積極的に支援していくことになる。

どのような活動内容に支援していくかは、現在実施している団体の活動から検討するだけでなく、「望ましい活動のレベル」を想定して活動内容やかかる費用について試算を立てることが重要である。

以上、現段階における財政的支援のモデルについて私案をまとめた。大枠のモデルをまず決めて、その後、支援の対象になる団体の基準や、対象とするプログラムの詳細について検討していくことがよいのではないかと思われる。